

史料レジュメ

史料1 堀尾忠氏知行宛行状(山田善次郎所蔵文書『島根縣史』八所収)

為扶助貳百五十拾石令宛行訖、目錄在別紙矣、全可令領知候、仍如件
慶長六年三月廿七日 忠氏 花押

辻角介殿

史料2 堀尾忠氏知行宛行状(東大史料影写本湯浅文書)

為扶助「」石令宛行訖、目錄別紙在之、全可令領知、仍如件、
慶長六年三月廿七日 忠氏(花押)

湯浅勘平殿

史料3 堀尾忠氏知行目錄(東大史料影写本蘇美神社文書)

知行方之目錄
千三百式十石之内 意宇郡
一、八百六拾四石 湯屋村之内
式千四百四十八石之内 同
一、四百式拾七石 出雲郷之内

合千式百九拾壹石

内

- 一、四百式拾石 浅井長三郎とのへ
- 一、四百石 黒田三介とのへ
- 一、三百参拾石 上田権右衛門尉とのへ
- 一、八拾石 今村介守とのへ
- 一、六拾石 宮崎新九郎とのへ
- 以上

右令割符可領知之者也、

慶長六年

三月廿七日 忠氏(通)(印判)

史料4 堀尾家四奉行連署奉書(熊野神社文書『出雲意宇六社文書』所収)

意宇郡熊野村伊勢宮領事、於當郷之内、四拾壹石之地寄進有之條、全可有社務之旨候、仍如件、

慶長六年

卯月廿六日

藏人頭 貞親(花押)
頼母助 正秀(花押)
右兵衛尉 貞恒(花押)
掃部助 宗光(花押)

熊野伊勢宮 別火殿

参考 京極忠高寄進状(熊野神社文書『出雲意宇六社文書』所収)

意宇郡熊野庄伊勢宮領之事、任旧例令寄附訖、全可有社務之状如件、
寛永十一年九月廿六日 忠高(花押)

伊勢宮 別当

参考 佐々九郎兵衛充行状(熊野神社文書『出雲意宇六社文書』所収)

熊野庄伊勢宮領目錄

意宇郡 熊野村之内
高拾七石
以上
寛永十一年 佐々九郎兵衛(花押)
九月廿六日

参考 松平直政寄進状(熊野神社文書『出雲意宇六社文書』所収)

熊野庄伊勢宮領之事

高拾七石 熊野村之内
右任旧例令寄付畢、全可被收納之状如件、
寛永十五年十二月六日 源直政(花押)
伊勢宮 別当

参考 尼子家兩奉行入連署書状(秋上家文書『出雲意宇六社文書』所収)

大社御三月会之書立、上様被成御披見候、此分可被相調之由被仰出候、又し、
かしの事、得御意候、是又相調候て、重而社頭へ可有算用之旨御錠候、
為御意得申入候、恐々謹言、
(天文十六年)

津森越後入道 幸俊(花押)
二月廿七日 本多豊前守 家吉(花押)
秋上周防守殿 まいる 御宿所

史料5 元和六年三月十五日付長船十右衛門宛細川忠利書状案

〔『大日本近世史料』細川家史料八所収〕
尚々、喜介。吉左・又左よりの状進上申候、以上

熊人登進上申候、

一、女御様御入内、弥六月八日ニ相定申候、酒雅楽殿・土大炊殿御供と申候事、忠興様も、御祝儀ニ御上被成尔て可有御座候哉と、大炊殿へ尋候へハ、中へ御上御無用ニ候由、可申上との儀モ御座候、
一、御入内ニ付而、是へ人を可被成御下餘日も御座有間敷候間、何も大名衆、是尔て進物被仕候ハ、拙者と相談候て御上候ハん由、喜之助殿方御申越候事、
申候事、
一、式部母罷下候時、喜之助殿へも御状被遣候、其御返事被申候、頓而與二
鄭儀罷上御座候條、其刻尚可申上
の事、

一、黒筑前殿之儀、二・三日以前ニ御目見被仕候、内々御めし候て被下候様ニ申候つる、左も無御座候哉、御前へ被出候時、当暮ニ罷下候ハんと思召候ハハ、はやく罷下候由、御意之通承及候、又、主居城をも、大かたはさやく被仕候而被参候様ニ、下々取沙汰申候、いつれニ天主などをくつされ候事ハ、必定之様ニ申候、定可被聞召と存候事、
一、筑前縁辺之儀も、只今ハ何とも取沙汰無御座候事、
一、浅但州ハ○左衛門佐成敗被仕候義、上様御懇ニ被仰出、忝とて被罷下候、則御礼被申上、色々拝領尔て、御暇被遣候事、
一、堀山城も被罷下候、是ハ内之者不届由、前かと言上被申候處ニ、何方へ哉らんかし候へと被仰出、是又忝とて、御禮ニ江戸へ被下候、是も大坂御普請旁苦勞申候、早々罷上候へとて、御暇被遣候事、
一、爰元ニ在之○衆之内、大坂御普請仕者、何も御暇被遣候、されともそれハ、我々かつて、ニ上候ものも、其ま、罷在者も御座候、かやうニ御座候へハ、弥大名衆、何も此方へ罷下らぬ尔て可有御座と存候事、
一、東衆、未御暇出不申候、其外相易儀も無御座候、天も一段息災ニ御座候、此等之趣、可然様御披露所仰候、恐々謹言
三月十五日

長船十右衛門殿

※長船十右衛門〓細川忠興付家臣

史料6 元和六年七月九日条(『新訂 本光国師日記』五所収)

一、同日。山圖書殿へ返書遣ス。亀井普請之事。御肝煎忝候。弥頼候由申遣ス。山長三へ捨相添もたせ遣ス。
一書令啓候。雲州堀尾河内養子求之助ハ。勝仙院甥ニ而候。今度出入候而。河内同前ニ流罪之由候而、勝仙院迷惑被申候。内々貴様へも頼入候處ニ。御如在候間敷と被仰由候而。満足かり候而候。然者拙老ニも以書状。弥頼存候由申候様ニと。勝仙院難黙止御頼候間如此候。いか様ニも御才覚候而。求之助御赦免候様ニ被成候而被遣候者。可被忝存候。猶口上ニ可被得御意候。恐惶謹言。
七月九日 金 以上
山圖書様人々御中
右折紙。勝仙院頼被申候間、如右折紙認遣ス。

史料7 元和六年八月廿日条(『新訂 本光国師日記』五所収)

一、同廿日。山岡圖書八月五日之返書来。勝仙院ニ遣候書状相達候との儀申来ル。又河内大水之事。堤右衛門殿懇ニ被仰候由申来ル。佐野主馬八月四日之返状来ル。河内堤普請之儀。小遠州双談可申との書中也。山新太方被届ル。

史料8 「堀尾古記」元和四年条

一七月三日江戸ニテ三郎左衛門御目安上ル

九月廿三日松江罷立、七月五日

九月十三日二松江罷立、七月五日

晴未)

日二帰国

一十一上用人申りまの殿御果
十月七日ニ民部・采女・伊豆江戸下着、十一日ニ雅楽様ニテ御対決、十三日ニ大炊様ニテ御対決、十一月二日ニ勘左衛門様ニテ御対決、同廿六日藤十郎様ニテ御対決、十二月十四日ニ雅楽様ニテ御対決、同十八日大炊様ニテ御対決、同廿一日ニ對馬様へ但馬・半右衛門御よひ被成、及兩人被召出山岡圖書殿へ御預ケ被成候由被仰出、同廿六日ニ江戸ヲ立、江州甲賀へ被遣
二橋忠左衛門つけ被遣

史料9 「堀尾古記」元和六年条

江戸ニテ
一、兵部〇十二月廿九日ニ請取、廿九日ニ出雲へ被遣、西正月廿三日ニ安来へ参着、直ニ隱岐へ被遣

史料10 「堀尾古記」元和九年条

一、三之介様初而御上洛、十月廿八日 富田御立、御供 猪兵衛 極月十五日ニ伏見ヲ立下ル 作右衛門 頼母
一、大方様御上洛、但三之介様初而御上洛被成ニ付

史料11 「堀尾古記」慶長十年条

一、三之介様伏見ニテ初而御目見、卯月二日ニ伏見御立